

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成8年3月は17万円、同年4月から同年8月までは18万円、同年9月は19万円、10年4月から同年6月までは17万円、同年7月から11年6月までは18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は18万円、12年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は18万円、13年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは19万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月から14年2月までは19万円、同年3月から同年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月は22万円、同年10月から15年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは19万円、同年12月、16年2月から同年6月まで及び同年8月は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成8年3月から16年8月まで（平成8年10月から10年3月まで、15年9月から同年11月まで、16年1月、同年7月、及び同年9月から17年2月までを除く。）の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月26日から17年3月26日まで

A社に勤務していた申立期間におけるオンライン記録上の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違している。給与支払明細書を提出するので、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額、報酬月額、及び前後の給与支払明細書から推認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年3月は17万円、同年4月から同年8月までは18万円、同年9月は19万円、10年4月から同年6月までは17万円、同年7月から11年6月までは18万円、同年7月は19万円、同年8月は18万円、同年9月及び同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は18万円、12年1月及び同年2月は19万円、同年3月及び同年4月は18万円、同年5月から同年8月までは19万円、同年9月は20万円、同年10月及び同年11月は19万円、同年12月は18万円、13年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月から同年7月までは19万円、同年8月及び同年9月は20万円、同年10月は18万円、同年11月から14年2月までは19万円、同年3月から同年6月までは20万円、同年7月及び同年8月は19万円、同年9月は22万円、同年10月から15年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは19万円、同年12月、16年2月から同年6月まで及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は給与支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年11月、9年10月及び10年3月については、給料支払明細書等において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所記録されている標準報酬月額は一致しており、また、申立期間のうち、8年10月、同年12月から9年9月、同年11月から10年2月までの期間、15年9月から同年11月までの期間、16年1月、同年7月、同年9月から17年2月までの期間については、給与支払明細書において確認できる保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及び報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所の記録における標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年6月までの期間及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月から同年6月まで
② 平成2年11月

ねんきん特別便が届き、申立期間①及び②について、国民年金の未加入期間となっていることが分かった。

しかし、申立期間①については、事業所を退職後、次の職に就くまで、国民年金に加入し、国民年金保険料を支払っておかなければと考え、加入手続きを行い、保険料を納付し、申立期間②については、いつ、どこで加入手続きを行ったのか覚えていないが、保険料を納付した記憶があるので、申立期間①及び②について、国民年金の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人から聴取しても、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者履歴状況一覧によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月に取得した厚生年金保険記号番号から移行した基礎年金番号である上、申立人は、平成15年7月15日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であったと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 8 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 8 年 12 月から 9 年 3 月まで
③ 平成 9 年 3 月 10 日から同年 4 月 10 日まで

申立期間①については、A社に勤務し、同社の所在地とは異なる別のビルで営業等に従事していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、B社（現在は、C社）で勤務し、事務を行っていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間③については、D社E営業所で勤務し、贈答用品の営業に従事していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が、A社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、申立人と同様に平成 8 年 4 月 1 日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該取得日から 1 か月ないし 3 か月後に同被保険者資格を喪失した者は、申立人を除き、4 人確認できるところ、このうち、3 人は、同社において、厚生年金保険の被保険者資格の取得日よりおおむね 4 か月前に雇用保険に加入していることが確認でき、同社は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、申立人が記憶している同社の本社の所在地、同社における具体的な業務内容等につい

ての供述と事業主の同社に係る所在地等の証言が一致していることから、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、C社の事業主は、「当社は、現在休業中であり、申立期間②当時の資料は無いが、正社員は、入社して3か月の試用期間後に厚生年金保険に加入させており、パート社員は、同保険に加入させていなかった。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時、厚生年金保険に加入している者が3人確認できるが、いずれも連絡を取ることができず、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人がD社E営業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同社E営業所長の証言により、確認できる。

しかしながら、申立期間③当時のD社E営業所長及び当該期間当時、同事業所に勤務していた社員は、「申立人については覚えているが、当社は採用後3か月の試用期間を設けており、その後、厚生年金保険に加入させていたので、1か月ほどの勤務期間であれば、同保険に加入させていない。」と証言している。

また、D社は、平成15年11月6日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、上記同社E営業所長は、「申立期間③当時の資料は無く、当時の状況は不明である。」と証言していることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。